

II

施策の展開

第5章

快適で美しいみずほ

第1節 美しい街並みの住みよいまち

- 1 土地利用
- 2 土地区画整理
- 3 景観

第2節 便利で快適に暮らせるまち

- 1 公共交通
- 2 住宅・公園
- 3 道路
- 4 上下水道・河川

第5章 快適で美しいみずほ

第1節 美しい街並みの住みよいまち

1 土地利用

現況と課題

瑞穂町の土地利用の状況は、JR八高線箱根ヶ崎駅を中心に市街地が広がっています。

商業は、青梅街道や新青梅街道などの幹線道路沿いに分布し、近年では大型商業施設が元狭山地区と殿ヶ谷地区に進出しています。

住宅は、西部土地区画整理事業完了区域以外では自然発生的に形成されていますが、現在、箱根ヶ崎駅西土地区画整理事業によって、町の新しい中心核の形成と住居、商業および工業の調和の取れたまちづくりを推進しています。

工業は、長岡地区南西部や箱根ヶ崎地区西部、元狭山地区に形成されているほか、殿ヶ谷地区では優良企業の誘致ができるよう、現在、土地区画整理事業が行われています。

また、町の北部にはまとまった優良農地があり、狭山茶や花卉、野菜などが生産されています。北東部には緑豊かな狭山丘陵が広がり、町民のいこいの場として親しまれています。その一方、南部から中心部にかけては横田基地が存在し、町域の一体的土地利用を阻害しています。

瑞穂町は豊かな自然環境を守りながら、計画的に市街地の形成を誘導してきましたが、住環境も量から質の時代に変化しつつあり、今後はだれもが暮らしやすい安全性、利便性、快適性を備えたまちづくりなど、時代のニーズをふまえた視点から、都市計画を検証すべき時期にきています。成長社会から成熟社会への転換をふまえた都市計画マスタープランの見直しを行う必要があります。

人口減少時代をむかえ、人口の流入や定住の促進をはかるためには、人が集まる魅力ある都市空間づくりが重要です。*区域区分や*用途地域の適正化をはじめ、*地区計画の新たな導入などにより、良好で秩序ある土地利用と市街地形成の誘導が必要となります。

*地籍調査は、昭和63年度から事業に着手し、平成21年度末までに約94%が完了しています。地籍の明確化は、土地の境界に関する個人間の紛争を未然に防止するとともに、震災時などにおける迅速な現地復旧や公共事業の円滑化など幅広く活用できることから、早期完了をめざす必要があります。

墓地については、近年の傾向として先祖単位ではなく家族単位での設置がもたらわれ、瑞穂町でも今後、必要数の増加が考えられます。しかし、民間はもちろんのこと、町としても中長期的な需要の見込みが立たなければ、墓地運営は難しいものとなります。また、周辺住民の理解も必要となることから、今後も長期的かつ慎重に検討していく必要があります。

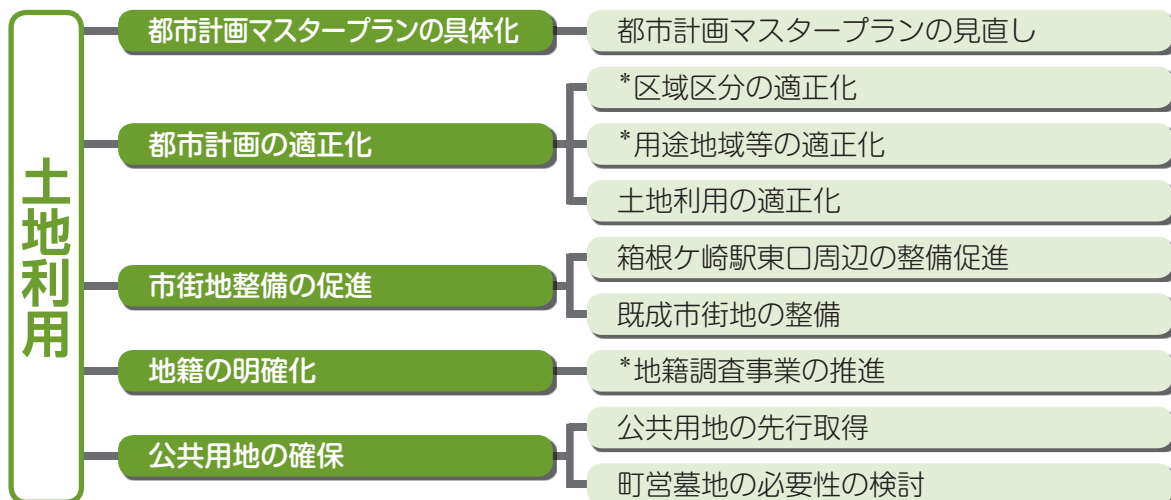
区域区分 「都市計画法」にもとづき、都市計画区域を「市街化区域」と「市街化調整区域」に区分すること。

用途地域 土地の合理的利用をはかるために、建築物の用途、容積率、建ぺい率および高さについて、規制・誘導するもの。

地区計画（制度） 比較的小規模の地区を対象とし、それぞれの区域の特性にふさわしい良好な街区を整備し、開発・保全するための制度のこと。

地籍調査 「国土調査法」にもとづき、主に市町村が主体となって、土地の所有者、地番、地目を調査し、境界の位置と面積を測量するもの。

施策体系



数値目標

項目	現状値	平成27年度	平成32年度
*地籍調査事業 進捗よく率	94.3% (平成21年度末)	100%	—

施策

(1) 都市計画マスタープランの具体化

① 都市計画マスタープランの見直し

都市計画マスタープランの地区別構想および整備方針にもとづく計画的なまちづくりをすすめるとともに、時代に即したマスタープランの見直しを行い、既成市街地を含め良好な道路や緑地の整備をすすめ、安全で快適な生活環境の形成につとめます。

(2) 都市計画の適正化

① *区域区分の適正化

*市街化区域と*市街化調整区域については、周辺の*都市施設などの整備状況や人口動態などを的確に把握しながら、市街化を促進する区域と農業振興をはかる区域などとの均衡の取れた、*区域区分の適正化をはかります。

② *用途地域等の適正化

都市としての安全で快適な生活環境の形成と、豊かな自然環境の保全および活用をはかるため、適正な*用途地域の指定を行うとともに、新たな*地区計画を検討するなど、秩序ある空間構成と有効な都市機能の配置を誘導します。

③ 土地利用の適正化

秩序ある良好な土地利用をはかるため、東京都や周辺自治体と連携し、瑞穂町宅地開発等指導要綱にもとづいた指導を行うとともに、社会経済情勢や町内における開発の状況に照らしあわせながら、要綱の見直しを検討します。

(3) 市街地整備の促進

① 箱根ヶ崎駅東口周辺の整備促進

東京都による都道166号線と箱根ヶ崎駅東口駅前広場の整備について、早期完成を要請していきます。あわせて、駅東口周辺地区の街づくりを検討していきます。

② 既成市街地の整備

生活空間として魅力ある市街地を形成するため、道路や公園などを整備し、安全で快適な住環境を創出します。

区域区分 「都市計画法」にもとづき、都市計画区域を「市街化区域」と「市街化調整区域」に区分すること。

市街化区域 「都市計画法」にもとづいて指定された、既に市街地を形成している区域やおおむね10年以内に優先的かつ計画的に市街化をはかるべき区域のこと。

市街化調整区域 都市計画で定められる都市計画区域における区域区分の1つであり、市街化を抑制すべき区域。

都市施設 道路や公園など都市の骨格を形成するとともに、円滑な都市活動を確保し、良好な都市環境を保持するための施設の総称。

用途地域 土地の合理的利用をはかるために、建築物の用途、容積率、建ぺい率および高さについて、規制・誘導するもの。

地区計画（制度） 比較的小規模の地区を対象とし、それぞれの区域の特性にふさわしい良好な街区を整備し、開発・保全するための制度のこと。

(4) 地籍の明確化

① *地籍調査事業の推進

個人間の土地にかかわる紛争を未然に防止するとともに、公共事業の円滑化、合理的な土地利用、災害復旧への迅速な対応など、土地利用に関する施策の基礎資料となる*地籍調査事業を推進し、事業の完了をめざします。

(5) 公共用地の確保

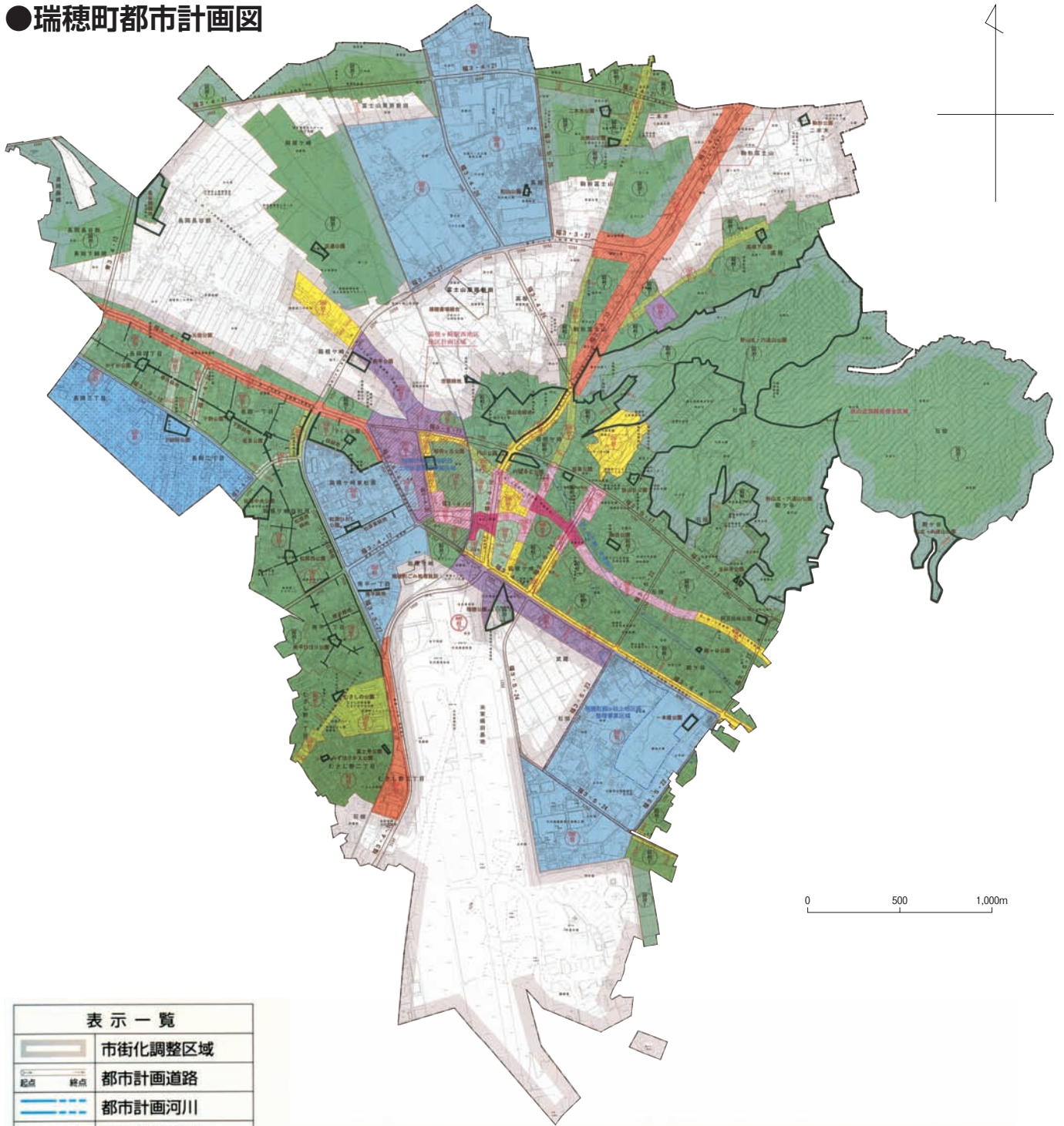
① 公共用地の先行取得

町内に点在する未利用となっている土地を、将来計画実現のための公共用地として活用するために、財政状況を勘案しながら先行取得していきます。

② 町営墓地の必要性の検討

町営墓地の必要性について、長期的な需要を見極めながら慎重に検討していきます。

●瑞穂町都市計画図



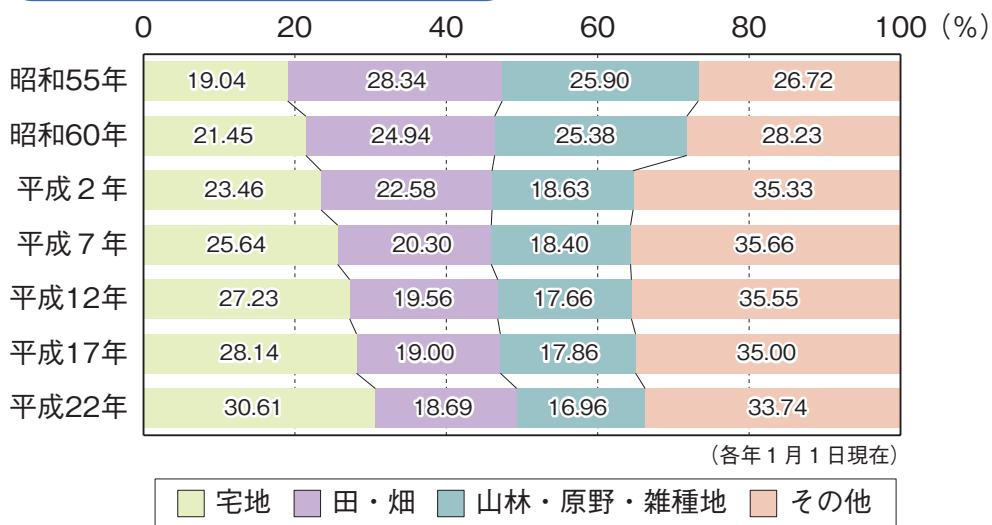
表示一覧

	市街化調整区域
	都市計画道路
	都市計画河川
	都市計画施設
	都市計画公園・緑地
	緑地保全区域
	地区計画区域
	用途地域境界
	防火指定なし
	準防火地域
	防火地域
	第一種特別工業地区
	第二種特別工業地区

用途地域					
表示	用途地域	建ぺい率	容積率	高度地区	防火地域
	第一種低層住居専用地域	30%	50%	第一種 (高さの 限度10m ・12m)	指定なし
		30	60		
		40	60		
		40	80		
		40	80		
	第二種低層住居専用地域	50	100	第一種	準防火地域
		60	100		
	第一種中高層住居専用地域	60	150	第一種	準防火地域
		50	100		
		60	200		

用途地域					
表示	用途地域	建ぺい率	容積率	高度地区	防火地域
	第一種住居地域	60%	200%	第二種	準防火地域
	準住居地域	60	200	第二種	準防火地域
	近隣商業地域	80	200	第二種	準防火地域
	商業地域	80	400	第三種	防火地域
	準工業地域	60	200	第一種	準防火地域
	準工業地域 (第二種特別工業地区)	60	200	第二種	準防火地域
	工業地域	60	200	指定なし	準防火地域
	工業専用地域 (第一種特別工業地区)	60	200	指定なし	準防火地域

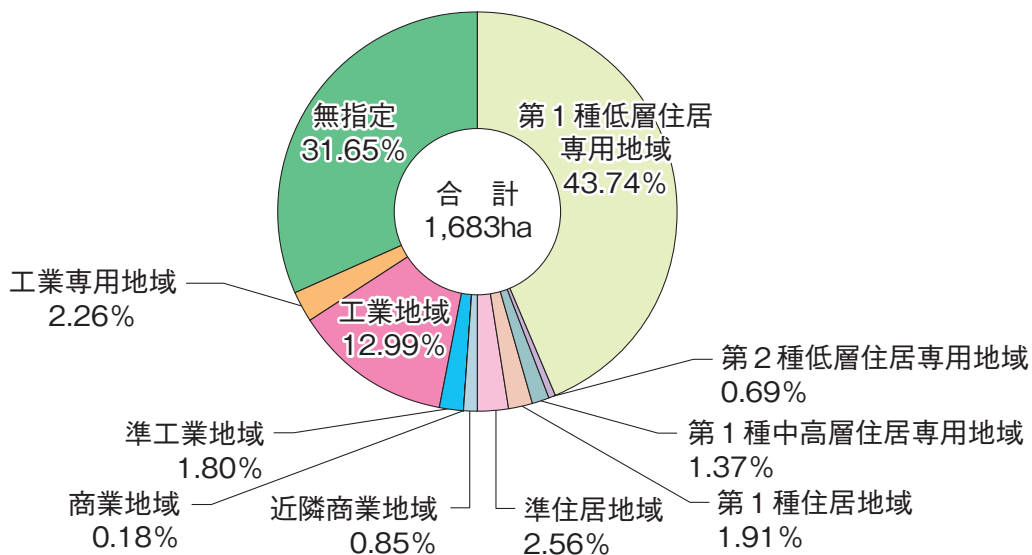
土地利用の推移（固定資産概要調査）



用途地域別面積

(平成16年6月24日東京都告示：ha, %)

用途地域	面積	割合
第1種低層住居専用地域	736.2	43.74
第2種低層住居専用地域	11.6	0.69
第1種中高層住居専用地域	23.1	1.37
第1種住居地域	32.2	1.91
準住居地域	43.0	2.56
近隣商業地域	14.3	0.85
商業地域	3.0	0.18
準工業地域	30.4	1.80
工業地域	218.6	12.99
工業専用地域	38.0	2.26
無指定	532.6	31.65
合計	1,683.0	100.00



第1節 美しい街並みの住みよいまち

2 土地区画整理

現況と課題

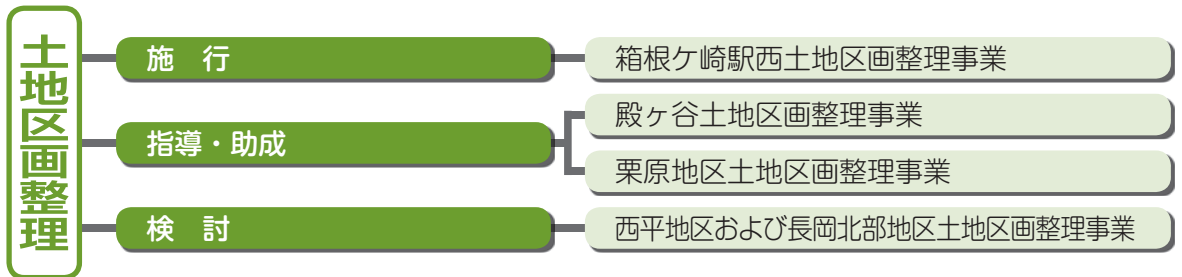
土地区画整理事業は、地域の特性を活かしながら、秩序ある良好な市街地形成と土地の有効利用を総合的かつ一体的にはかるための都市計画事業です。

現在、瑞穂町では箱根ヶ崎駅西地区と、組合施行の殿ヶ谷地区の2か所で土地区画整理事業が行われています。また、栗原地区では組合設立に向けた準備会が設立され、事業化に向けた詳細な調査をすすめています。

土地区画整理事業の推進にあたっては、地域住民の理解と協力が不可欠です。地域住民と行政が手を取り合いながら綿密に計画を作成し、効率的かつ円滑に事業を推進し、よりよい街づくりを行うことが重要です。

なお、西平地区、長岡北部地区については、現在施行中の土地区画整理事業の進ちょく状況や社会経済情勢、地域の要望などを勘案しながら、基盤整備のあり方を引き続き検討していく必要があります。

施策体系



(1) 施行

①箱根ヶ崎駅西土地区画整理事業

町の中心市街地を形成する箱根ヶ崎駅西地区の土地区画整理事業は、*地区計画による良好な環境の整備につとめ、住居、商業、工業が調和した魅力ある都市空間の創出をはかります。

また、西口駅前広場および都市計画道路福3・4・12号線の整備により、バス路線の拡充を促進するとともに、八高線とあわせ広域交通の結節点となるよう、多摩都市モノレール延伸の早期事業化を促進します。

施策

(2) 指導・助成

① 殿ヶ谷土地区画整理事業

組合施行である殿ヶ谷土地区画整理事業は、町の都市基盤が充実するための重要な役割を担っています。優良企業を誘導できるような住居と工業の均衡の取れた市街地を形成するために、組合への指導、助成を行います。

また、新青梅街道の拡幅再整備が都市計画決定されたため、関係機関と連携し、多摩都市モノレール延伸の早期事業化を促進します。

② 栗原地区土地区画整理事業

栗原地区は道路や公園などの*都市施設に加え、JR八高線の新駅設置と一体的な基盤整備を予定しています。組合設立と計画づくりへの支援を行うとともに、関係機関との調整および連携を行い、地域住民の意見を尊重しながら、事業の早期着手と推進につとめます。

(3) 検討

① 西平地区および長岡北部地区土地区画整理事業

地域住民の意向を尊重しながら、現在施行中の土地区画整理事業の進捗よく状況と社会経済情勢をふまえ、基盤整備のあり方を検討していきます。



箱根ヶ崎駅西土地区画整理事業

第1節 美しい街並みの住みよいまち

3 景観

現況と課題

良好な景観は、町民が共有する貴重な財産です。町民と町が協力して、街並みの整備や緑地の保全などをはかり、地域に秩序ある美しい、潤いを感じる景観を創り出すことが重要となります。

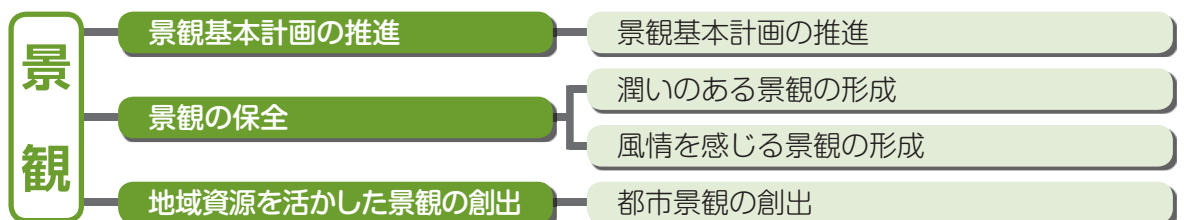
瑞穂町は、狭山近郊緑地保全区域に指定されている狭山丘陵によって、町内の多くの場所から豊かな自然景観を享受することができます。また、残堀川沿いの親水エリアと緑化空間は潤いある景観を創出し、阿豆佐味天神社などの鎮守の森も町民にやすらぎを与える景観となっています。さらに耕心館は、武蔵野の旧家のたたずまいを残した歴史と文化を感じさせる静的空間と、現代の活動拠点として利用する町民の動的空間が調和し、落ち着きと活力ある雰囲気醸し出しています。

このような自然的景観と歴史的景観の保全につとめ、良好な姿で次代へ引き継いでいかなければなりません。また、町の特性、歴史、文化を活かしながら、新たな景観資源を発掘し、町の個性を引き出す都市景観を形成していく必要があります。

一方で、捨て看板やポスター、不法投棄物など、町の良好な景観を乱す要因も存在しています。「環境美化」の施策と連携しながら、環境パトロールによる巡回監視に加え、地域のボランティアなどとの協力により、良好な景観を維持していく必要があります。

景観に関する総合的計画である景観基本計画にもとづき、自然と都市の調和した魅力ある景観を創出していくことが重要です。

施策体系



数値目標

項目	現状値	平成27年度	平成32年度
生垣設置補助制度 利用者数・総延長・ 補助金額（累計）	41件 696.7m 2,991,634円 (平成21年度末)	56件 1,000m 4,070,000円	81件 1,500m 5,920,000円

施策

(1) 景観基本計画の推進

①景観基本計画の推進

景観基本計画にもとづき、町の歴史的景観と自然的景観の保全、都市景観の創出につとめるとともに、それぞれが調和した美しい街並みの形成を推進します。

(2) 景観の保全

①潤いのある景観の形成

自然的景観を形成している狭山丘陵の六道山公園や狭山池を源流とする残堀川沿いの親水空間など、多様性のある環境の保全につとめるとともに、周辺の緑地整備とその活用により、眺望のよい、潤いのある景観を創出します。

②風情を感じる景観の形成

落ち着いた雰囲気醸し出している耕心館などの歴史的建造物の保全につとめるとともに、地域の景観資源として活用し、風情を感じる景観を創出します。

(3) 地域資源を活かした景観の創出

①都市景観の創出

地域の特性にあわせた個性的で魅力あふれる景観の形成をはかるため、*地区計画や生垣設置補助制度の活用のほか、道路や公園などへの花植え、公共施設の美化につとめるとともに、地域における景観づくり事業への支援や、電線の地中化について関係機関に要請を行うなど、良好な都市景観の形成をはかります。

第5章 快適で美しいみずほ

第2節 便利で快適に暮らせるまち

1 公共交通

現況と課題

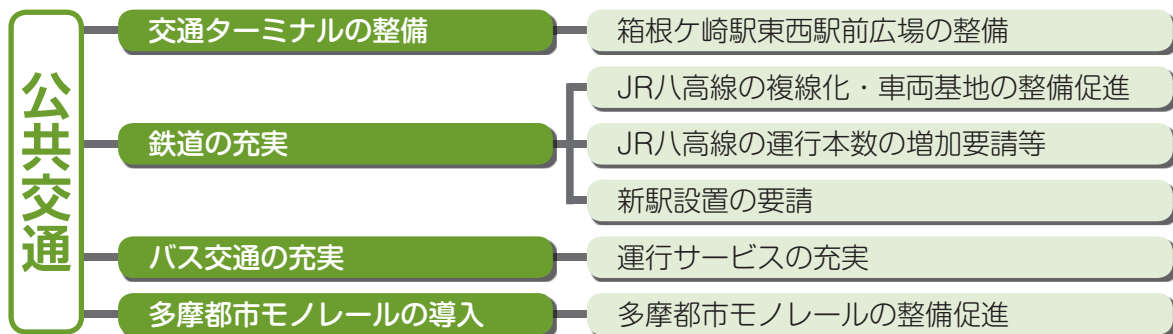
瑞穂町の公共交通については、JR八高線が通勤や通学などにおける都心方面への移動に重要な役割を担っています。また、バス路線では民間2社と都営バスが日常生活の足として利用されています。しかしながら、町民意識調査では公共交通に対する満足度がもっとも低く、これらの交通機関の改善、充実が強く望まれています。

平成17年3月に箱根ヶ崎駅が新駅舎として完成し、東京駅との直通電車が走るなど、利便性の向上も見られますが、通勤や通学の交通手段として十分とはいえない状況です。また、JR八高線の複線化や新駅設置に対する期待が大きい中、計画の遅れが懸念されています。町議会やJR八高線沿線の自治体と連携し、JR東日本に対して引き続き粘り強く要請していく必要があります。

箱根ヶ崎駅周辺の整備は、東口広場を東京都によって、西口広場を土地区画整理事業によってそれぞれ行われます。ターミナルとしての交通結節機能の強化をはかる必要があります。また、バス路線が箱根ヶ崎駅を中心に各方面へ延びていることから、バス路線網の拡充や運行本数の増便を駅周辺整備にあわせて要請していく必要があります。

多摩都市モノレールについては、導入空間である新青梅街道の拡幅再整備が具体化に向け動き出していることから、箱根ヶ崎駅までの延伸に期待が高まっています。町にとって、将来の新しい交通機関だけでなく、町の発展にも大きな期待がかかっていることから、次期整備路線である東大和市の上北台駅から箱根ヶ崎駅間の早期事業化を強く要請していく必要があります。

施策体系



数値目標

項目	現状値	平成27年度	平成32年度
八高線箱根ヶ崎駅 電車本数	90本 (平成22年7月)	95本	100本

施策

(1) 交通ターミナルの整備

①箱根ヶ崎駅東西駅前広場の整備

東京都による東口駅前広場の整備および土地区画整理事業による西口駅前広場の整備をすすめ、鉄道、バス、タクシー、モノレールの結節点となる交通ターミナルの形成をはかります。

(2) 鉄道の充実

①JR八高線の複線化・車両基地の整備促進

JRの車両基地整備と八高線の複線化について、町議会や沿線自治体と連携した要請活動を展開し、輸送力の増強を促進します。

②JR八高線の運行本数の増加要請等

通勤や通学の足である八高線の運行本数の増加、東京駅直通電車の増発や大宮方面への直通電車の新設など、町議会や沿線自治体と連携して粘り強く要請し、八高線利用者の利便性の向上をはかります。

③新駅設置の要請

栗原地区の土地区画整理事業にあわせた新駅整備と、武蔵野地区への新駅設置について、引き続き関係機関に要請し、八高線利用者の利便性の向上をはかります。

(3) バス交通の充実

① 運行サービスの充実

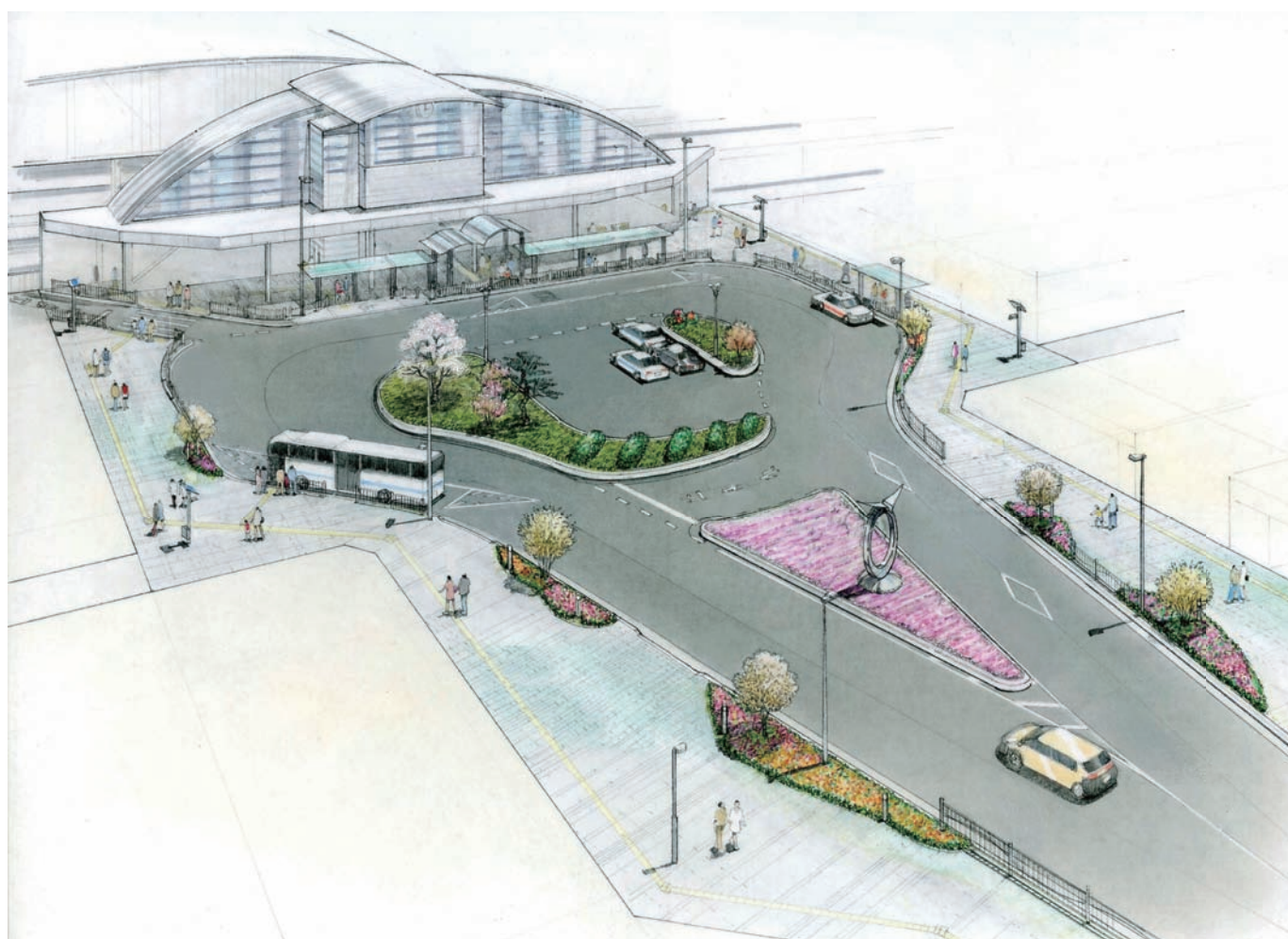
箱根ヶ崎駅東西駅前広場の整備や栗原地区の土地区画整理事業にあわせ、運行路線の拡充や運行本数の増加、運行時間の延長など、引き続き関係機関に要請していきます。

(4) 多摩都市モノレールの導入

① 多摩都市モノレールの整備促進

多摩都市モノレールの次期整備路線は、国においては、平成12年1月の運輸政策審議会答申で目標年次の平成27年までに整備着手することが適当である路線として位置づけられています。

新青梅街道の拡幅再整備が都市計画決定し、モノレールの導入空間が確保されたことから、上北台駅から箱根ヶ崎駅までの延伸について、町議会や関係自治体と連携し、関係機関へ強くもとめていきます。



箱根ヶ崎駅西口ロータリー整備予想図

第2節 便利で快適に暮らせるまち

② 住宅・公園

現況と課題

住宅は日常生活の基礎となるものであり、大切な生活空間です。

瑞穂町では、だれもが安全に安心して居住することができるまちづくりの実現をめざして、平成21年に住宅マスタープランを改訂しました。町内の住宅事情については、全戸数に対して持ち家の比率、一戸建ての比率が約7割とともに高く、現在でも一戸建て住宅の建設がすすんでいます。その一方で、高齢化が急速にすすむ中、核家族化によって高齢者のみの世帯が増えています。東京都住宅マスタープランでは、約7割の住宅において手すりが未設置であり、段差も解消していない状況にあるとされています。一般住宅におけるバリアフリー化をさらに支援していく必要があります。あわせて、障がい者の居住環境向上に向けた支援も必要です。

町営住宅でも入居者の高齢化が見られ、階段の昇り降りが困難なために1階への入居を希望する世帯が増えています。入居者住宅変更募集を随時行うとともに、施設機能向上についても検討する必要があります。

住宅地については、土地区画整理事業によって宅地と*都市施設の整備を推進するとともに、*地区計画制度の活用など、健全な都市環境の確保をはかっていますが、新しい居住空間と生活環境を創出していく中で、だれもが暮らしやすい安全性、利便性、快適性を備えたまちづくりが成熟社会の基盤整備としてもとめられています。

一方、公園や緑地も、日常生活の中で潤いとやすらぎを与えてくれる開かれた空間です。住宅地の中の身近なところに存在することにより、地域交流の場や防災拠点としても機能します。宅地と公園・緑地の一体的な整備を推進し、新たな町民の人口流入と定住化を促進していく必要があります。また、だれもが安全に利用しやすい公園整備につとめるとともに、健康志向をふまえた健康遊具の設置などを引き続きすすめていくことも重要です。

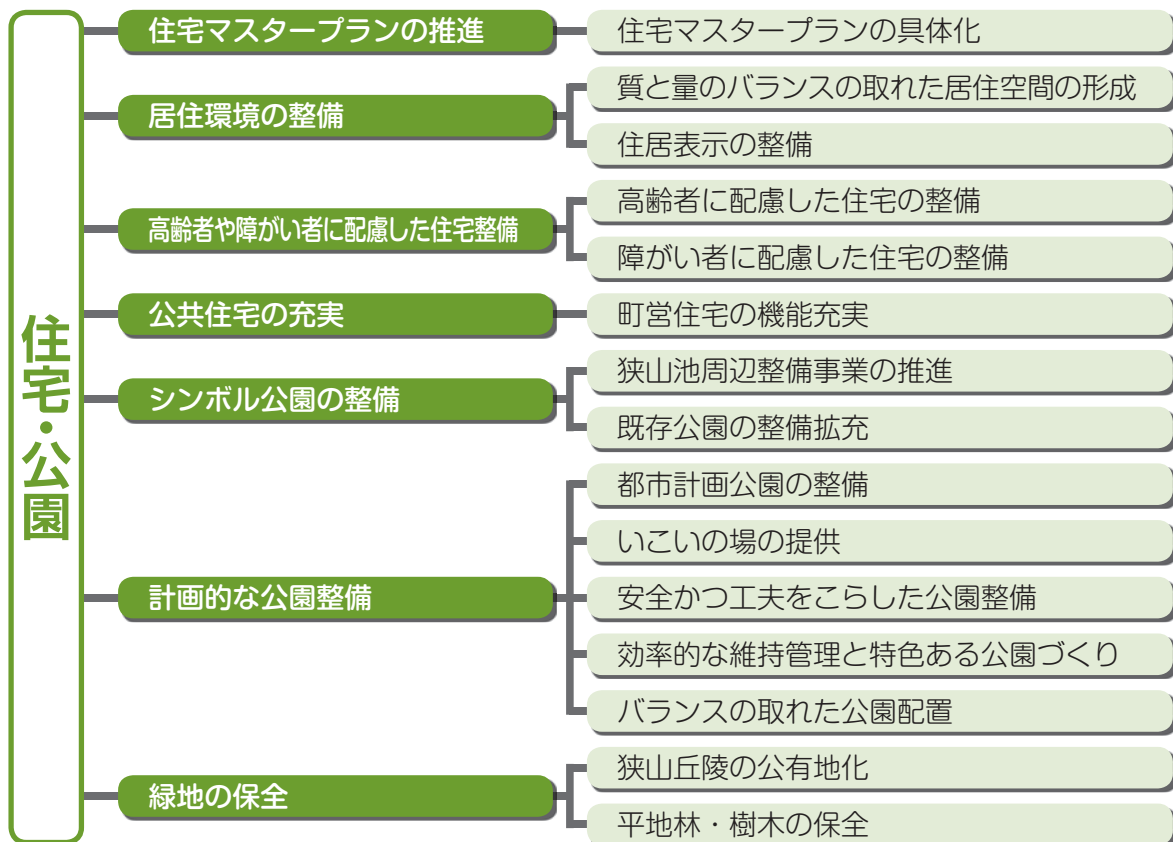
狭山丘陵は、都立狭山自然公園や狭山近郊緑地保全区域に指定され、都立野山北・六道山公園が整備されています。平成22年には、学校通り（町道2号線）に架けられる連絡橋の整備が始まり、遊歩道の連結と散策路の充実がはかられています。今後は、西端部のカタクリの群生地をはじめ、狭山池周辺部の整備計画との一体的な整備をすすめていく必要があります。

市街地の大樹や屋敷林、平地林については、「樹木及び樹林地の保存に関する条例」にもとづき、保存指定を行っています。緑地の減少は地球温暖化につながるとともに、生きものの生態系や水環境にも影響を与えるため、関係機関との連携、協力によって緑の保全と創出に取り組むことが重要です。

都市施設 道路や公園など都市の骨格を形成するとともに、円滑な都市活動を確保し、良好な都市環境を保持するための施設の総称。

地区計画（制度） 比較的小規模の地区を対象とし、それぞれの区域の特性にふさわしい良好な街区を整備し、開発・保全するための制度のこと。

施策体系



数値目標

項目	現状値	平成27年度	平成32年度
町民の定住意向指数 (町民意識調査)	49.2% (平成21年度)	55.0%	60.0%
公園ボランティア 登録者数	個人15人 団体3 (90人) 法人1 (20人) (平成21年度末)	個人40人 団体5 (130人) 法人2 (40人)	個人60人 団体8 (150人) 法人2 (40人)
保存樹林地登録数	樹木 32本 樹林地43か所 (平成21年度末)	樹木 47本 樹林地53か所	樹木 50本 樹林地63か所

施
策

(1) 住宅マスタープランの推進

① 住宅マスタープランの具体化

住宅マスタープランにもとづき、町内における住宅および住宅地の供給を推進し、安定した生活環境の確保と向上を促進します。

(2) 居住環境の整備

① 質と量のバランスの取れた居住空間の形成

国や東京都と連携し、既存住宅の耐震化、バリアフリー化、防音化を促進するとともに、環境に配慮した住宅など、現在のライフスタイルに対応した安全性、利便性、快適性を兼ね備えた*ユニバーサルデザインの住宅の建設を誘導します。

また、*地区計画や開発指導により優良住宅地の創出をはかり、質と量のバランスの取れた居住空間の形成をめざします。

② 住居表示の整備

利便性がよく、安全で安心できる住環境を形成するために、土地区画整理事業の状況と町民ニーズにあわせ、わかりやすい住居表示の整備を推進していきます。

(3) 高齢者や障がい者に配慮した住宅整備

① 高齢者に配慮した住宅の整備

要介護状態になっても自宅で生活ができるよう、それぞれの状態に応じた自宅のバリアフリー化を促進するとともに、高齢者の生活に配慮した改築や設備整備への支援を充実します。また、高齢者世帯の増加による住宅不足に備え、いつまでも安全に安心して暮らすことのできる住まいを確保するため、高齢者向け優良賃貸住宅整備の研究を行います。

② 障がい者に配慮した住宅の整備

住宅設備改善費給付事業や日常生活用具給付事業により、手すりの取り付けや段差の解消などを促進しています。支給制度の普及推進をはかるとともに、制度の拡充に向けた検討を行います。

(4) 公共住宅の充実

① 町営住宅の機能充実

瑞穂町公営住宅ストック総合活用計画にもとづき、町営住宅の計画的な改修と維持管理につとめ、入居者の安全確保と施設の延命化をはかります。また、入居者の高齢化に対応し、入居者住宅変更募集を随時実施します。

所有関係別住宅の推移

(各年10月1日現在：世帯，%)

区分	年・項目	平成2年		平成7年		平成12年		平成17年	
		世帯数	構成比	世帯数	構成比	世帯数	構成比	世帯数	構成比
	持ち家	5,950	64.01	6,536	63.07	7,142	66.89	7,792	66.89
借家	公営	720	7.75	710	6.85	813	7.61	905	7.77
	民営	2,286	24.60	2,735	26.39	2,369	22.19	2,648	22.73
	給与住宅	120	1.29	145	1.40	80	0.75	67	0.58
	間借り	44	0.47	86	0.83	116	1.09	134	1.15
	その他	175	1.88	151	1.46	157	1.47	103	0.88
	合計	9,295	100.00	10,363	100.00	10,677	100.00	11,649	100.00

出典：国勢調査

(5) シンボル公園の整備

①狭山池周辺整備事業の推進

町の親水交流拠点である狭山池周辺の歴史と景観に視点をおき、自然環境や観光、レクリエーション、農業など、さまざまな分野が連携かつ調和し、体験学習機能を備えた総合的シンボル施設の整備をはかります。

②既存公園の整備拡充

既に町のシンボリックな公園となっている狭山池公園などの整備拡充をはかるとともに、野山北・六道山公園への遊歩道の整備など、さらなる推進をはかるよう東京都に要請していきます。

(6) 計画的な公園整備

①都市計画公園の整備

都市計画公園・緑地の整備方針により重点公園・緑地に定められた稻荷ヶ丘公園、一本榎公園の整備を促進します。

②いこいの場の提供

緑の基本計画にもとづき、計画的な公園の整備をすすめます。また、土地区画整理事業や大規模開発にあわせ、公園や緑地の確保につとめ、だれもが利用しやすい町民のいこいの場、交流の場の創出をはかります。

③安全かつ工夫をこらした公園整備

遊具の安全点検や植栽の定期剪定につとめ、子どもたちが安全に、保護者も安心して利用できる公園づくりをすすめるとともに、健康遊具や児童遊具の設置など、子どもから高齢者まで、だれもが楽しめる公園づくりをすすめます。

④効率的な維持管理と特色ある公園づくり

公園は町民にもっとも身近なコミュニティ施設であるため、公園ボランティア制度を普及推進し、町民が地域の公園を維持管理するとともに、地域のニーズに合った特色ある公園づくりを自ら行うことができるよう、制度の拡充をはかります。

⑤バランスの取れた公園配置

住居と公園のバランスの取れた適正配置につとめるとともに、市街地の空閑地を利用したポケットパークの整備を推進します。

(7) 緑地の保全

①狭山丘陵の公有地化

豊富な緑の保全と自然的景観への活用をはかるため、東京都などの関係機関と調整し、公有地化をはかります。

②平地林・樹木の保全

「樹木及び樹林地の保存に関する条例」および緑の基本計画にもとづき、保存樹林地の指定および整備、公有地化の推進、大樹や屋敷林の保存などにつとめます。



狭山池公園



健康器具



第2節 便利で快適に暮らせるまち

3 道路

現況と課題

自動車保有率が多摩地域でもっとも高い瑞穂町では、道路は日常生活における必要不可欠な*都市施設であり、安全性、利便性を備えた道路の整備は、町の重要なテーマです。

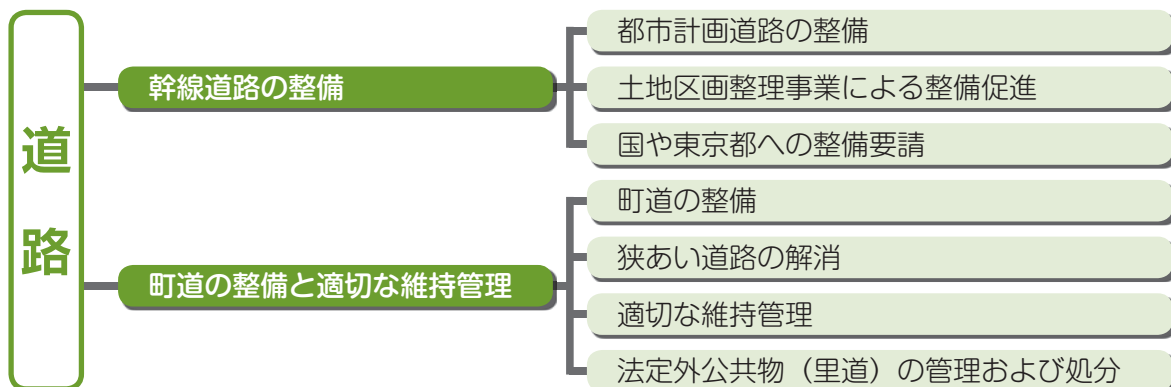
新青梅街道は、圏央道や国道16号とともに、主要道路ネットワークを形成する上で、大切な役割を担っていますが、増加する交通量に対して歩道が狭く、自転車道も整備されていないことから、歩行者と自転車の安全を確保することが喫緊の課題となっています。*多摩地域における都市計画道路整備方針（第三次事業化計画）の中で新青梅街道は優先整備路線に位置づけられていることから、他の都市計画道路も含め、東京都などに整備協力を要請し、早期完成に向けて促進していく必要があります。特に、箱根ヶ崎駅東口駅前広場とあわせて整備される都道166号線の拡幅については、一日も早い交通環境の改善に向け、事業の早期完了を要請していく必要があります。

一方、主要道路以外の生活道路も基盤整備された地区以外は、道幅の狭い区間があり、歩道と車道の区別のない道路など、日常生活における歩行、通行両面での危険性が伺えます。特に、圏央道と中央自動車道の接続や町内外における大型商業施設の立地に伴い交通量が増加しているため、生活道路への車両進入も増えています。通学路をはじめ、町民の安全を重視した道路の改善をはかっていく必要があります。

しかし、これらの問題の解消には、沿道地権者の理解と協力が不可欠です。町民の理解を得ながら、生活圏への進入車両を迅速に幹線道路に導くとともに、通過車両を適正に分散できるよう、生活道路と幹線道路のネットワークを形成していくことが重要です。

また、高齢社会の進展をふまえ、だれもが利用しやすく、安全で快適な歩行空間を確保していかなければなりません。

施策体系



数値目標

項目	現状値	平成27年度	平成32年度
道路面積	1,462,690㎡ (平成21年度末)	1,488,890㎡	1,578,890㎡
道路舗装率	79.9% (平成21年度末)	80.0%	83.0%

管理者別道路状況

(平成21年4月1日現在：本、m、㎡、%)

区分	国道	都道	町道	合計	
路線本数	1	7	1,003	1,011	
延長	5,820	18,754	219,852	244,426	
平均幅員	28	14	5	6	
面積	162,355	257,102	1,042,926	1,462,383	
舗装	面積	162,355	243,272	833,090	1,238,717
	舗装率	100.0	94.6	79.9	84.7

出典：東京都道路現況調査（平成21年度）

施策

(1) 幹線道路の整備

① 都市計画道路の整備

*多摩地域における都市計画道路整備方針の第三次事業化計画において、東京都と28市町が共同で定めた優先整備路線を中心に、次の都市計画道路の整備を促進します。

福3・4・4号線	東京都施行
福3・4・10号線	国土交通省・東京都施行
福3・4・21号線	東京都施行
福3・4・26号線	瑞穂町施行
福3・5・17号線	東京都施行
福3・5・23号線	瑞穂町施行
福3・5・24号線	瑞穂町施行

② 土地区画整理事業による整備促進

土地区画整理事業により、次の都市計画道路の整備を促進します。

箱根ヶ崎駅西土地区画整理事業

福3・4・12号線
福3・4・30号線
福3・5・17号線

殿ヶ谷土地区画整理事業

福3・5・22号線
福3・5・23号線

栗原地区土地区画整理事業

福3・4・21号線
福3・4・26号線

③ 国や東京都への整備要請

新青梅街道の拡幅再整備および都道166号線の整備については、多摩都市モノレール延伸の前提条件であることから、早期の着手および完了を要望します。

また、圏央道青梅インターチェンジとのアクセス機能を重視した都市計画道路青3・4・13号線など関連道路の事業化、渋滞緩和策として第2次交差点すいすいプランに位置づけられている交差点への改良事業着手、さらに、歩行者の安全確保と沿道の快適な環境づくりのため、バリアフリー化や歩車道分離施設の設置、緑化の推進などについて、国や東京都に要望していきます。

(2) 町道の整備と適切な維持管理

① 町道の整備

町民の安全で快適な通行を確保するため、町道の整備および改良につとめるとともに、幹線道路と生活道路のネットワークを形成し、地域内交通の円滑化をはかります。また、災害時に迅速かつ円滑な消防活動などができるよう、避難道路としての機能の確保につとめます。

② 狭あい道路の解消

*「建築基準法」第42条第2項にもとづくセットバック部分の公有地化を含め、沿道の地権者の理解と協力をもとめながら、狭あい道路を改修し、秩序ある生活道路環境の確保につとめます。

③ 適切な維持管理

道路の管理体制をさらに強化し、不良箇所の早期発見につとめるとともに、状況に応じた迅速かつ的確な対応をはかり、良好な道路機能を維持します。また、交通安全施設や交差点改良、花や樹木の植栽など、総合的な*都市施設としての道路環境の整備につとめます。

④ 法定外公共物（里道）の管理および処分

未利用や機能を保っていない里道については、不法占拠や不法投棄の原因になりやすいため、適切に管理するとともに、沿道の地権者からの払い下げ要望に応じて財産処分していきます。

第2節 便利で快適に暮らせるまち

4 上下水道・河川

現況と課題

下水道は、公共用水域の保全と水害の防止をはかるための重要な*都市施設であり、家庭や工場から排出される汚水や雨水を処理し、快適な住環境を維持するための重要な役割を担っています。

瑞穂町の下水道は、汚水と雨水を別々に処理する分流方式を採用しています。

汚水については、*市街化区域内の未整備地域と*市街化調整区域内の事業認可された地域について、順次整備をすすめるとともに、殿ヶ谷土地区画整理事業地内は事業の進ちょくにあわせて整備を行っています。汚水整備100%の早期達成をめざし、引き続き事業の推進が必要です。また、*管渠の布設後30年を経過した汚水管の増加と、築25年を経過した駒形汚水中継ポンプ場の施設の老朽化により、維持管理費も増加しています。計画的な施設の更新と管の更生による延命化をはかる必要があります。

一方、雨水については、道路整備や土地区画整理事業の実施にあわせ、計画的に整備をすすめています。雨水管未整備地域の住宅開発に伴い、雨水対策が問題となっています。特に、近年頻発している*ゲリラ豪雨や大型台風による洪水被害への対策が重要です。*雨水調整池の整備や*雨水貯留浸透施設の設置などをすすめていく必要があります。

下水道整備には多額の費用を要し、その財源の多くは*地方債に依存しています。下水道事業における長期的な財政計画を検討し、安定した財政運営につとめる必要があります。

上水道については、多摩地区水道事業の都営一元化計画により、東京都が安定した給水と業務の効率化をはかりながら、広域的に管理しています。東京都と連携し、災害時などにおける給水体制の確保につとめる必要があります。

町には、多摩川の支流の残堀川と荒川の支流の不老川の2水系があります。

平成20年には残堀川の改修工事が完了しました。水源の狭山池をはじめ、河川沿いにはポケットパークや公園を整備し、水に親しむことのできる空間を創出しています。また、カワセミの営巣ブロックが設置されるなど、自然環境に配慮した河川づくりがすすめられました。

都市施設 道路や公園など都市の骨格を形成するとともに、円滑な都市活動を確保し、良好な都市環境を保持するための施設の総称。

市街化区域 「都市計画法」にもとづいて指定された、既に市街地を形成している区域やおおむね10年以内に優先的かつ計画的に市街化をはかるべき区域のこと。

市街化調整区域 都市計画で定められる都市計画区域における区域区分の1つであり、市街化を抑制すべき区域。

管渠 「かんきょ」。下水を収集し、排除するための施設で、主に道路下に埋設されている。町の管渠は、汚水管と雨水管に分類される。

ゲリラ豪雨 ごく限られた範囲に集中して一度に降る降雨のこと。

雨水調整池 雨水の一部を一時貯留し、流出量を抑制する施設のこと。

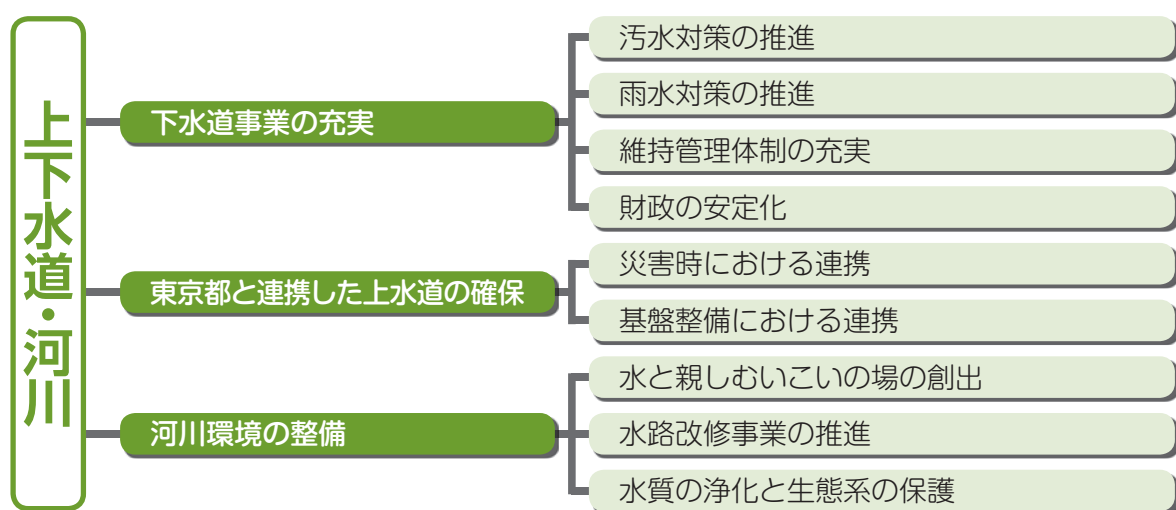
雨水貯留浸透施設 雨水の地下浸透を促す施設のこと。浸透ます、浸透トレンチ、浸透U字溝などがある。

地方債 外部から調達する借入金のうち会計年度を越えて負担する債務のこと。いわゆる借金。

不老川は、大雨や流域の開発などによる流入量の増加によって、下流域に浸水被害をもたらしていますが、河川改修がすすまないため、流域自治体と連携しながら、総合治水対策の促進を埼玉県へ要望するとともに、流出抑制対策を講じていく必要があります。

また、河川が、いつまでも親しみのもてる水辺空間であると同時に、動植物が生息できるよう、水辺環境の形成と水質の浄化につとめていく必要があります。

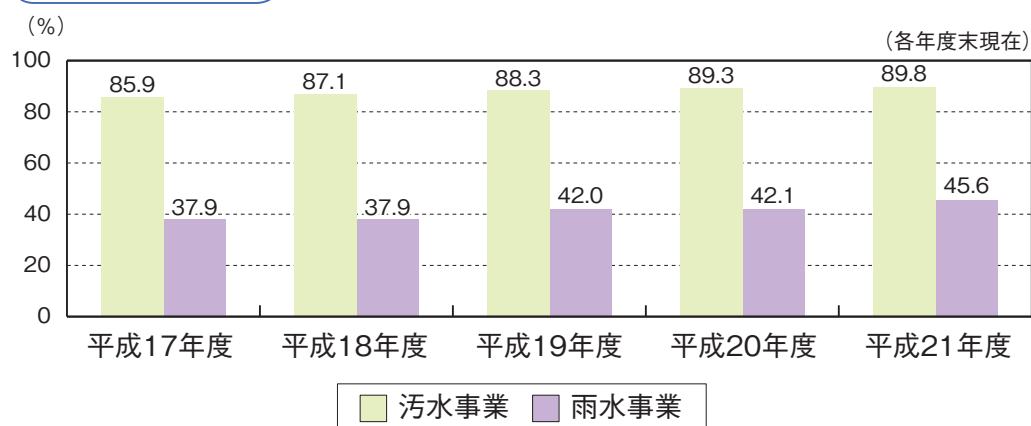
施策体系



数値目標

項目	現状値	平成27年度	平成32年度
*下水道整備率 (汚水事業)	89.8% (平成21年度末)	94.2%	98.4%
*下水道整備率 (雨水事業)	45.6% (平成21年度末)	46.8%	47.7%

下水道整備率の推移



*下水道整備率=整備済面積/認可面積

施
策

(1) 下水道事業の充実

① 汚水対策の推進

*市街化区域内未整備地区と事業認可済みの*市街化調整区域について、順次*管渠の整備をすすめるとともに、土地区画整理事業の進ちよくにあわせた*管渠の布設を計画的に実施します。また、*市街化調整区域内の整備の拡大をはかります。あわせて、供用開始区域内の水洗化を促進します。

② 雨水対策の推進

都市開発に伴う雨水流出や大型台風、*ゲリラ豪雨などに対応するため、*雨水調整池の整備や*雨水貯留浸透施設の設置をすすめるとともに、土地区画整理事業にあわせた雨水幹線の整備を推進します。また、排水効率を高めるため、浸透槽などの清掃を徹底します。なお、不老川水系については流域自治体と連携し、河川の改修について、埼玉県に対して引き続き要請を行っていきます。

③ 維持管理体制の充実

*管渠などの下水道施設の点検や調査、清掃を徹底するとともに、適切な補修を行いながら、必要に応じて老朽化した*管渠の布設替えを行い、施設の延命化をはかります。また、排水の水質検査や啓発活動を通じて、適正利用の促進をはかります。

なお、駒形汚水中継ポンプ場の維持管理の徹底をはかるとともに、緊急時を想定した圧送管の代替ルートを構築します。

④ 財政の安定化

下水道事業における長期的な財政計画をたて、使用料の適正化をはかるなど安定した財政運営につとめ、適切な下水道事業を継続します。

市街化区域 「都市計画法」にもとづいて指定された、既に市街地を形成している区域やおおむね10年以内に優先的かつ計画的に市街化をはかるべき区域のこと。

市街化調整区域 都市計画中で定められる都市計画区域における区域区分の1つであり、市街化を抑制すべき区域。

管渠 「かんきょ」。下水を収集し、排除するための施設で、主に道路下に埋設されている。町の管渠は、污水管と雨水管に分類される。

ゲリラ豪雨 ごく限られた範囲に集中して一度に降る降雨のこと。

雨水調整池 雨水の一部を一時貯留し、流出量を抑制する施設のこと。

雨水貯留浸透施設 雨水の地下浸透を促す施設のこと。浸透ます、浸透トレンチ、浸透U字溝などがある。

(2) 東京都と連携した上水道の確保

① 災害時における連携

災害発生時に備え、町民に迅速かつ円滑に給水できるよう、東京都との連携を強化します。

② 基盤整備における連携

土地区画整理事業の推進や都市計画道路の整備など、基盤整備事業の実施にあたっては、東京都の水道事業と連携し、一体的な整備となるようにつとめます。

(3) 河川環境の整備

① 水と親しむいこいの場の創出

町民がより身近に感じて利用できる親水性のある水辺空間の創出をはかるとともに、イベントなどの交流の場としても活用します。

② 水路改修事業の推進

未改修水路の整備を推進し、安全な地域環境の創出をはかります。

③ 水質の浄化と生態系の保護

生態系を守っていくためには、河川の水質浄化が重要です。保水や浸透機能をもつ緑豊かな環境はきれいな水を創り出すため、下水道整備を促進するとともに、水質汚濁の防止、環境美化意識の向上を啓発し、河川の水質浄化をはかります。



整備が完了した残堀川上流部